

宇田英才教室 ウェブマスター 宇田雄一

Where Education Should Stand

about Criticizing Corporal Punishment

wooder.pro.tok2.com

Yuichi Uda

進化論的に考えて、痛覚による警告は有効だから淘汰されずに残っているのだ、という意味で、人体に痛覚がある事は体罰に効果がある事の生きた証拠である。体罰は、野生以来動物の心身に備わっている自然な学習のためのメカニズムを利用して人工的に学習効果を生じさせる教育手段、だと考えられる。失敗の内容と痛覚の内容は、自然な学習においては一致しているが、体罰においては必ずしも一致しない。この不一致の分だけ体罰には副作用や非効率があるだろうけれど、主作用まで否定は出来ない。この不一致はしかし、回復不能な身体損傷を必ず伴う様な失敗、を回避する学習で、その失敗の痛覚と同種の痛覚を強度を下げて安全裡に与える体罰、という使い方をすれば、むしろ長所だ。真剣勝負の訓練として木刀で打ち合うのは、これだ。生徒が体罰機能付きトレーニングマシンを任意で採用した、という描像に該当する場合は、その中の体罰が批判の対象と成るのは、自傷行為はどこまでなら許されるか、という観点からのみだろう。この描像に該当する場合の体罰と、強制の手段、強制の形態としての体罰を、区別する必要がある。後者の妥当性、正当性を考える事は、義務の範囲を考える事に等しい。前者なのか後者なのか、義務の範囲はどこまでか、の判断は、当事者の責任能力の低さが契約の自由に加える制限、義務教育と非義務教育の違い、入部するか否かの選択の自由が十分に保障されていたか、入部前に事前に生徒に体罰の実態が十分に知らされていたか、嫌なら途中退部すればよいという論理は体罰を正当化し得るか、愚鈍に対する罰と怠惰に対する罰と犯罪に対する罰の違い、親権によって生徒に生じる義務、競技用動物の調教の人への適用という非人間的行為の否定、といった観点からの判断に成ろう。結論を言えば、体罰は、せいぜい業務防衛としてのみ正当であり、業務内容には含まれてはいけなからう。有効性については、罰を用いた教育は自発性を育てない。競争の結果のみをアメ(賞)とシムチ(罰)とする、という態度が模範だ、と私は思う。これを具現するには、コーチが生徒に言うのは、どれだと結果がどうなる確率がどうだ、という感想までとし、強要は陰にも陽にも一切しない、というスタイルが究極だろう。